

港湾雇用安定等計画において取組んでいる主な事項について

1. 日雇労働者問題への対応について

- 日雇労働者の就労が増加傾向にあることに留意し、直接雇用の日雇労働者の減少に努める旨を記載。【該当箇所 計画中「3 労働力の需給の調整の目標に関する事項（2）イ（ハ）」】

→ 業務統計にて、四半期毎に実績を把握し、就労状況の推移について注視している。

(単位:人日、%)	月間平均就労延日数(全体)	就労割合	月間平均就労延日数(日雇労働者)	就労割合
平成24年度	562,160	96.4	17,970	3.2
平成25年度	558,952	96.4	17,763	3.1
平成26年度(第3四半期まで)	569,273	96.7	16,654	3.0

職業安定局 建設・港湾対策室調べ

2. 人付きリース問題への対応について

- 人付きリースが労使の努力により、大幅に減少したことから計画中から項目を削除。ただし、「港湾労働専門委員会報告書」に継続的な個別指導等を行いつつ、関係事業主等とも連携し、解消に向けて更に努力する旨を記載。

→ 年度末をもって解消（詳細は資料4のとおり）

3. 雇用の改善を促進するための方策について

- 港湾労働法の適用関係については、各港湾の実情を勘案し、検討を行う旨を記載。【該当箇所 計画中「4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項（1）イ」】

→ 各港湾の実情等の把握に時間を要しているものの、各港湾の視察等により状況を把握した上で、引き続き検討を行うこととする。

4. 能力の開発及び向上を促進するための方策について

○ シミュレーターの導入等を行う旨を記載

【該当箇所 計画中「4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項（2）イ」】

→ 平成26年12月に港湾技能研修センターにシミュレーターを導入（平成27年4月より講習実施予定）



シミュレーターの外観



指導員卓



受講生の視点（コンテナの積み下ろし）

資料提供 港湾労働安定協会

5. 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための方策に関する事項について

○ 派遣就業する日数の上限緩和について検討する旨を記載

【該当箇所 計画中「5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項（1）イ」】

→ 港湾労働専門委員会に諮った上で結論を得ることとする（詳細は資料5のとおり）